

愛知県立大学基金取扱規程

(設置)

第1条 愛知県立大学（以下「本学」という。）に愛知県立大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学における学生支援、教育研究、国際交流及び地域貢献に関する事業の活性化を図るとともに、教育研究環境を整備・充実させ、優れた人材の養成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生支援事業
- (2) 教育研究の充実のための事業
- (3) 国際交流事業
- (4) 地域貢献事業
- (5) 教育研究環境の整備事業
- (6) その他基金の目的達成に必要な事業

(運営費)

第4条 基金の運営経費は、基金への寄附及びその果実をもって充てる。

(謝意表明)

第5条 本学は、寄附者に対して謝意を文書で表明する。

2 謝意の表明に関しては、別に定める。

(基金運営委員会)

第6条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 基金の設置に関すること。
- (2) 基金の募集に関すること。
- (3) 基金の予算及び決算に関すること。
- (4) 基金の事業計画に関すること。
- (5) 基金の受け入れに対する審査及び決定に関すること。
- (6) その他基金の運営等に関すること。

2 運営委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 入試・学生支援センター長、教育支援センター長、教養教育センター長、学術研究情報センター長、地域連携センター長

(5) 事務部門長

(6) その他運営委員会が必要と認める者

3 運営委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

6 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(基金の管理等)

第7条 基金の管理は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、愛知県公立大学法人における奨学寄附金取扱規程を準用する。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(実績報告)

第9条 基金の受入状況及び事業の執行状況等について、定期的に寄附者に報告を行うものとする。

(事務)

第10条 基金に関する事務は、関係部署の協力を得て、本学事務部門県大総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月28日から施行する。